

SLN No. 85 2000.8.31

マイクロソフト反トラスト法事件連邦地裁判決

— マイクロソフトが、パソコンの基本ソフト（以下、「OS」という。）とインターネットの閲覧ソフト（以下、「ブラウザ」という。）を抱き合わせるなどによって OS 市場の独占化、ブラウザ市場の独占化の企図などを行いシャーマン法 1 条・2 条に違反するとされ、OS 事業部門とそれ以外のアプリケーション（以下、「AP」という。）事業部門への 2 分割が命じられた判決 —

(連邦司法省対マイクロソフト事件 コロンビア特別区連邦地裁最終判決 2000 年 6 月 7 日判決)

根岸 哲

(神戸大学大学院法学研究科教授)

はじめに

近年のマイクロソフトに対する反トラスト法訴訟に係る事件は、私人によるもの、合衆国政府（具体的には連邦司法省（以下、「司法省」という。））によるもの、州によるものを含めて極めて多数にのぼっており、また、司法省によるものといっても複数あり、どのマイクロソフト反トラスト法事件であるのかを明確に特定しないと思わぬ誤解を生むおそれがある。

ここで、取り上げるマイクロソフト反トラスト法事件は、司法省など（原告として訴訟を追行したのは、司法省のほか、19 州およびコロンビア特別区であるが、以下、原告を「司法省」とのみいう。）によって、1998 年 5 月 18 日、コロンビア特別区連邦地裁（以下、「地裁」という。）に提起されたインジャンクションを求める反トラスト法訴訟に係る事件である。本件については、地裁（ジャクソン判事）は、事実審理（陪審によることなく）を経て、1999 年 11 月 5 日に事実認定に係る中間判決、2000 年 4 月 3 日に違法判断に係る中間判決をそれぞれ公にした後、2000 年 6 月 7 日にインジャンクションの内容としてマイク

SOFTIC

© 2000 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

ロソフトに対し OS 事業部門と AP 事業部門へ 2 分割することを命ずる終局判決を下した。

1 1995 年同意判決と 1997 年同意判決違反事件

本件には前哨戦があった。

元来、マイクロソフトに対する反トラスト法上の調査は、1990 年、連邦取引委員会によって始められたが、委員会議決が 2 対 2 となったために、事件として取り上げることが見送られた。そこで、これに不満であった司法省が改めて調査を開始し、1994 年 7 月 15 日、マイクロソフトの OS ライセンス戦略が競争 OS および競争 AP の開発を妨げており、シャーマン法 1 条・2 条違反を構成するとしてインジャンクションを求める訴えを提起するに至った。

1-1 1995 年同意判決

この事件は、結局、1995 年 8 月 21 日、同意判決で終了したが、同意判決は次のような内容を含むものであった。

すなわち、パソコンメーカー（以下、「OEMs」という。）との OS ライセンスに関しては、①マイクロソフトの OS が搭載されているか否かにかかわらずパソコンの出荷台数に応じてライセンス料を支払うことを義務付けること（per processor license）の禁止、②期間が 1 年を超える契約の禁止、③一定額のライセンス料を予め支払わせ、契約期間内の OS 使用が当該金額に満たない場合には、余った金額部分について次期の契約期間の OS 使用に繰り越すこと（minimum commitment）の禁止、④他の製品のライセンスを条件とすることの禁止（ただし、統合製品（integrated products）の開発を妨げるものではない）などが、独立の AP メーカーとの OS ライセンスに関しては、⑤マイクロソフトの OS に試作版を供給して AP の開発を認める際の守秘義務においては、正式版の一般向け発売、それ以外の事前の一般向け情報公開または独立の AP メーカー向け情報開示から 1 年後、のいずれか最初に到来した時期を超えて守秘義務を課すことの禁止、⑥秘密裡に開示を受けた情報を漏洩しない範囲内で競争 OS 用の AP を開発することの制限の禁止などが命じられた。

1-2 1997 年同意判決違反事件

しかしながら、その後、マイクロソフトが、新たに開発した OS であるウィンドウズ 95・98 とブラウザであるインターネット・エクスプローラー（以下、「IE」という。）とを一体化させ同時にインストールすることを義務付ける方針を打ち出したことから、司法省は、1997 年 10 月 20 日、マイクロソフトのこの方針は 1995 年同意判決上記④に違反するとともに、民事的裁判所侮辱に該当するとしてインジャンクションを求めて地裁に訴えを提起した。これに対し、マイクロソフトは、ウィンドウズ 95・98 と IE との同時インストールの義務付けは 1995 年同意判決上記④ただし書きにいう「統合製品」に該当すると主張した。地裁では、「統合製品」は不明確な概念であり、故意に同意判決上記④に違反したとはいえず民事的裁判所侮辱には該当しないとしつつ、ウィンドウズ 95・98 と IE との分離提供を命ずる仮のインジャンクションを発出したが、控訴審ではウィンドウズ 95・98 と IE との同時

インストールの義務付けが「統合製品」に該当するとしてこの仮のインジャンクションが破棄された。

控訴審では、まず、同意判決が性質上和解契約の一種であることから、その解釈は契約的解釈によるべきあり、契約的解釈によれば、「統合製品」とは、「複数の機能を結合した製品であり、それらの機能が別個に購入され購入者によって組み合わせられた場合には得られない利点をもたらすような方法で結合された製品」であると解釈した上で、ウインドウズ 95・98 と IE との同時インストールの義務付けは「統合製品」に該当すると判断されたのである（もっとも、この解釈は抱き合わせに関する反トラスト法上の解釈とも合致するとも述べている）。

2 1998 年反トラスト法事件に係る地裁の事実認定・違法判断に関する中間判決

そこで、司法省は、1995 年同意判決違反を追及するのみでは本来の目的を達成できないと判断し、1998 年 5 月 18 日、ウインドウズ 95・98 と IE との同時インストールの義務付けをはじめとするマイクロソフトによる様々の競争排除的行為が反トラスト法（シャーマン法 1 条・2 条）違反を構成するとして、改めてインジャンクションを求める訴えを提起するに至った。これが本件である。

地裁は、1999 年 11 月 5 日に本件の事実認定に関する中間判決を公にし、さらにこれに基づいて 2000 年 4 月 3 日、違法判断に関する中間判決を公にした。これらの中間判決は、いずれもおおむね司法省の主張に沿うものであった。

2-1 シャーマン法違反の要件

本件での司法省の主張は、マイクロソフトの様々な競争排除的行為がシャーマン法 2 条違反の独占化（monopolize）および独占化の企図（attempt to monopolize）に、抱き合わせ合意と排他取引の合意がシャーマン法 1 条違反の不当な取引制限にそれぞれ該当するというものであった。シャーマン法 2 条の独占化の要件は、①関連市場（relevant market）における独占力（monopoly power）の保有と②優秀な製品、鋭敏な事業活動または歴史的偶然の結果としての成長または発展とは異なる独占力の意図的な獲得または維持であり、独占化の企図の要件は、①略奪的または反競争的な行為、②独占化の特定意図（specific intent）、および③独占力獲得に成功する危険な蓋然性である。一方、シャーマン法 1 条違反の抱き合わせの要件は、①2 つの別個の製品、②抱き合わせる製品（tying product）を獲得するためには抱き合わせられる製品（tied product）を購入する以外の選択の余地が買手がないこと、③抱き合わせられる製品の州際通商の実質的量に影響を与えること、および④抱き合わせる製品での市場力（market power）の保有である。また、競争品の取扱いを禁止する排他取引の合意が違法とされるのは、競争メーカーを関連市場から閉鎖する効果を有する場合であり、このような効果を評価するためには、①その合意の排他性の程度、②競争者にとって閉鎖される市場の占有率、③合意の期間と解約の容易性、④事業上の競争促進的な正当事由の存在とその正当事由を達成する他のより制限的でない手段の存在などが考慮される。

2-2 インテル互換パソコン用 OS 市場の独占化

まず、シャーマン法 2 条違反の独占化は、世界のインテル互換パソコン用 OS 市場において生じていると判断されている。

マイクロソフトは、当該関連市場で 95%を超える（アップル社の Mac OS を含めても 80%を超える）占有率を有するとともに、当該市場への高い参入障壁によってその支配的な市場占有率が保護されていることから、当該市場において独占力を保有している。そして、マイクロソフトは、Java（サンマイクロシステムズ社の Java Virtual Machine）および IE の競合ブラウザであるネットスケープ・ナビゲーター（以下、「NN」という。）が、技術革新によって、自社の OS に代替するプラットフォーム（以下、「ミドルウェア」ともいう。）としての機能を果たし、将来、自社の OS の独占力を脅かす存在となり得ることをおそれ、NN および Java を排除するために以下のような様々な反競争的手段によってその独占力を維持している。

すなわち、NN の排除に係るものとしては、①ネットスケープに対し、NN をプラットフォームとして機能するように開発しないことを説得・誘引し、それが拒否されると重要な技術情報の提供を拒絶し、②OEMs に対し、(i)マイクロソフトの OS と IE との結合を契約で義務付け、IE を取り外して NN をインストールすることを困難にする技術的制約を加え、(ii)IE アイコンの削除や初期画面の変更などウィンドウズ 95・98 の改変を禁止し、(iii)誘因と脅しを用いて、NN を排除して IE を使用する流通、販売促進、技術上の諸活動を行うよう誘引し、③インターネット・アクセス・プロバイダー（以下、「IAPs」という。）に対し、(i)無料で IE と IE アクセスキットをライセンスし、(ii)IE を流通、宣伝して NN をデスクトップから除去する約束と引き換えに、販売促進上の優遇措置を与え、(iii)既存顧客のソフトウェアを NN に代えて IE と結合させる活動と引き換えにリベートや現金を与え、④ (i) Mac OS ユーザー向けにマイクロソフトが開発・供給する Mac Office にその業績が大きく依存していたアップルに対し、Mac OS 上での NN の使用を大幅に減少させる契約条件を挿入させることにより、AP メーカーに NN が真のプラットフォームではないと評価させるのを助長し、(ii)インターネット・コンテンツ・プロバイダー（以下、「ICPs」という。）およびインディペンデント・ソフトウェア・ベンダー（以下、「ISVs」という。）に対し、それらのソフトウェアと IE を結合させる無料のライセンスを与えるとともに、NN ではなく IE に依拠し IE を供給・販売促進する契約に対する誘因を与えることによって、AP メーカーに NN ではなくマイクロソフトのアプリケーション・プログラミング・インターフェイス（以下、「APIs」という。）に集中させるよう直接誘引した、などというものであった。

Java の排除に係るものとしては、①インテルに圧力を掛けて、AP をウィンドウズ 95・98 以外の OS においても作動するサンマイクロシステムズやネットスケープによる Java の改良作業への援助を中止させ、②OS の如何にかかわらず作動することを望む AP メーカーが開発した Java 用 AP に対しても、マイクロソフト版 Java に技術的操作を加え、知らないうちにウィンドウズ 95・98 のみでしか作動しないようにさせ、③ウィンドウズ 95・98 に関する技術情報などをマイクロソフトに依存している ISVs に対し、OS の如何にかかわらず作

動する Java ではなくウィンドウズ 95・98 のみでしか作動しないマイクロソフト版 Java を使用・販売するよう強制した、などというものであった。

2-3 ブラウザー市場の独占化の企図

シャーマン法 2 条違反の独占化の企図は、世界のブラウザー市場において生じていると判断されている。

すなわち、インテル互換パソコン用 OS 市場の独占化の認定において示された NN の排除に係るマイクロソフトの上記諸行為は、ブラウザー市場における独占化の企図の第一要件である略奪的または反競争的行為および第二要件である独占化の特定意図の要件を十分に満たしている。また、マイクロソフトがネットスケープに対し NN をプラットフォームとして機能するよう開発するのを断念するよう説得・誘引した当時の NN のブラウザー市場の占有率は 70%を超えていたが、仮にネットスケープがこの説得・誘引を受け容れていたとすれば、他に代替的な競争ブラウザーはなかったことから、IE がブラウザー市場で独占力を獲得することとなったのであり、したがって、このような説得・誘引自体でブラウザー市場の独占力を獲得する危険な蓋然性を生ぜしめていたものと判断される。そして、その後のマイクロソフトによる NN の排除に係る上記諸行為によって IE の市場占有率はすでに 50%を超え、この市場占有率の増加傾向は継続しており、2001 年 1 月までには 60%を超えるものと判断されることから、ブラウザー市場の独占力を獲得する危険な蓋然性の存在は一層明らかである。

2-4 シャーマン法 1 条違反の抱き合わせ合意と排他取引の合意

先例であるジェファーソン・パリッシュ事件（1984 年）およびイーストマン・コダック事件（1992 年）の最高裁判決によれば、2 つの別個の製品という抱き合わせの第一要件を充たすか否かは、市場の現実において消費者の需要が別個にあり別個の製品として認識されているか否かによって決定されることになるが、本件では、市場の現実において OS（ウィンドウズ 95・98）とブラウザー（IE）には別々の需要があり、消費者はそれぞれを別個の製品と認識している。また、OEMs も消費者も、ウィンドウズ 95・98（抱き合わせる製品）と IE（抱き合わせられる製品）との結合の受け容れを義務付けられ強制されている。さらに、ウィンドウズ 95・98 は世界のインテル互換パソコン用 OS 市場で独占力を保有しており、ウィンドウズ 95・98 と IE との結合によって 1995 年から 1998 年までの NN の市場占有率もネットスケープの収入も大幅に減少した。したがって、シャーマン法 1 条違反の抱き合わせの要件である①2 つの別個の製品、②抱き合わせる製品（tying product）を獲得するためには抱き合わせられる製品（tied product）を購入する以外の選択の余地が買手にないこと、③抱き合わせられる製品の州際通商の実質的量に影響を与えること、および④抱き合わせる製品での市場力(market power)の保有のすべての要件を充たしている。

しかしながら、マイクロソフトと、オンライン・サービス提供者（以下、「OLSs」という。）、ICPs、ISVs、アメリカ・オンラインおよびコンパックとの間の排他取引の合意（IEのみを取り扱い、競争ブラウザーの NN は取り扱わない合意）がシャーマン法 1 条に違反するという司法省の主張については、これを否定する判断が示された。排他取引の合意を

シャーマン法 1 条違反とするためには、当該合意によっておおむね市場の 40%へのアクセスが排除される必要があるというのが最近の先例であるが、本件では、NN に対する市場閉鎖は 40%にまで至っておらず、また、NN はインターネットからダウンロードが可能であり、他の多数の小売チャネルも利用でき、すべての家庭に直接送ることも可能であり実際にも相当程度家庭に直接送られていることなどを理由とするものである。

3 1998 年反トラスト法事件に係る地裁の 2 分割を求める終局判決

地裁は、上記の事実認定および違法判断に係る中間判決に基づき、インジャンクションの内容として、マイクロソフトに対し、2 分割の構造的措置、2 分割実現までの間の行動的措置、内部のコンプライアンス措置などを行うよう命ずる終局判決を下した（本判決の有効期間は判決発効後 10 年間である）。この内容も、おおむね司法省の主張に沿うものであった。

まず、2 分割の構造的措置としては、OS 事業部門と AP 事業部門（OS 事業部門以外の事業部門）に 2 分割し、それぞれの事業部門を完全に独立した会社にすることが命じられている。司法省は、マイクロソフトが重大な反トラスト法違反行為を繰り返し継続していることから、これに対する効果的なインジャンクションとしては、行動的措置のみでは足りず構造的措置が必要であることを主張していたが、地裁もこの主張を受け容れたものである。

2 分割が実現するまでの間の行動的措置としては、(1) OEM との関係において、(i)競争製品サポートに対する妨害行為の禁止、(ii)ウィンドウズ OS 製品の統一条件でのライセンス義務、および(iii)ウィンドウズ OS 製品の初期画面の修正に対する制限の禁止、(2) ISV、インデペンデント・ハードウェア・ベンダー（以下、「IHV」という。）および OEM に対する、APIs・通信インターフェイス・技術情報の開示義務、(3) 他社のミドルウェアがウィンドウズ OS 製品の上で作動する場合における故意による機能妨害の禁止、(4) ISV および IHV との関係において、マイクロソフト製品の利用、販売、宣伝、サポートまたは他社のミドルウェアや OS の上で作動するソフトウェアの開発、利用、販売、宣伝、サポートを行ったことを理由とする差別的な取扱いの禁止、(5) 第三者との排他取引の合意の禁止に含まれるものとして、(i)他社のミドルウェアや OS の開発、販売、宣伝、利用等の制限の禁止、(ii)マイクロソフトの OS やミドルウェアの排他的な販売、宣伝、利用の禁止、(iii)他社のミドルウェアや OS の機能を低下させることの禁止、(iv)IAP または ICP に対し、ウィンドウズ OS 製品のすべての分野に関してリストに加えることと引き換えにマイクロソフトのソフトウェアを販売、宣伝、利用させることの禁止、(6) 小売チャネルまたは IAPs、ICPs、ISVs、OEMs を通じてウィンドウズ OS 製品と別個に販売させている他のマイクロソフト社製ソフトウェアに関するライセンス、販売、宣伝等を条件としてウィンドウズ OS 製品のライセンスを行う抱き合わせ契約の禁止、(7) ミドルウェア製品の OS 製品への一体化に対する禁止（OEMs やエンドユーザーが容易に一体化を排除できる場合を除く）、(8) ウィンドウズ OS 製品やマイクロソフトのミドルウェア製品の競争者による競争品の開発、ライセンス、販売、宣伝を制限する競争制限的合意の禁止、ならびに (9) 新バージョン発売後 3 年間における旧バージョンのライセンス継続の義務が命じられている。

最後に、内部（マイクロソフトおよび分割後は OS 事業部門を引き継ぐ会社）のコンプライアンス措置として、(1) (i)本件終局判決および反トラスト法の遵守を確保するために、取締役会にマイクロソフトの被用者でなかった取締役最低 3 名からなるコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会はコンプライアンス責任者を雇い入れ十分な権限と予算・人員とを与えること（当該責任者の解任ができるのは、マイクロソフトの CEO がコンプライアンス委員会の同意を得て行う場合に限られる）、(ii)少なくとも 4 年間、OS やミドルウェアの開発、販売、宣伝、ISVs・IHV 関係の業務に従事したすべての役員、取締役およびマネージャーの電子メールを保持すること等が命じられるとともに、(2)原告側にマイクロソフトの主要事業所へ立ち入って帳簿書類、記録等を調査、複写、提出要求し、役員、被用者等に聞き取りができる権限を与えている。

おわりに

敗訴したマイクロソフトは、この判決を不服として連邦控訴裁（以下、「控訴裁」という。）へ上訴手続をとるとともに、判決の執行停止を求めたが、司法省は、判決の執行停止に反対するとともに、本件が変化の激しいハイテク産業に係る極めて公共的重要性の高い事件であることから早期に事件を決着させる必要があるとして、連邦最高裁（以下、「最高裁」という。）に直接上訴して審理することを求めた。これに対して、第一審判決を下した地裁は、2000 年 6 月 20 日、上訴に係る判決が下されるまで地裁判決の執行を停止することを命じたが、司法省の求めを受け容れて直接最高裁に上訴して審理することを許可する決定を下した。このため、本件は、まず、上訴裁判所に係わる手続上の管轄問題で争われており、控訴裁を飛ばして直接最高裁での審理を行うのか、あるいは原則通り控訴裁での審理を経ることになるか、最高裁の判断に委ねられるが、本稿が公になっている頃にはその判断が出ているかもしれない。その後、控訴裁か最高裁で、マイクロソフトの行為がシャーマン法違反を構成するか否か（ウィンドウズ 95・98 と IE との一体化について、「統合製品」に当たるとして容認した 1997 年同意判決違反事件に係る控訴審の判断と違法な抱き合わせに当たるとした本件地裁の判断との整合性、本件地裁におけるシャーマン法 2 条違反の独占化や独占化の企図の判断と排他取引の合意はシャーマン法 1 条に違反しないという判断との整合性などを含めて）、シャーマン法違反を構成するとしてもインジャンクションの内容として 2 分割が適法かつ適切か否か（2 分割という構造的措置ではなく、抱き合わせなどの反競争的行為を止めさせるなどの行動的措置のみで足りるのではないかなどを含めて）といった実体上の判断に関する上訴審での審理が始まることになる。

(了)